

福岡県公報

平成29年9月26日
第3929号

目次

告示(第604号-第610号)

- 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意 (漁業管理課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 「対馬-遺宝にみる交流の足跡- 図録」の販売代金の収納の事務の委託 (文化振興課) …………… 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 落札者等の公示 (教育庁企画調整課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (建築指導課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 7

教育委員会

- 福岡県指定無形文化財保持者の認定解除 (教育庁文化財保護課) …………… 7

公安委員会

○探偵業の業務の適正化等に関する法律に基づく処分基準等(案)の一部改正に係る意見募集について (警察本部生活保安課) …………… 7

告示

福岡県告示第604号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字九網 大川市大字新田	小 柳 政 彦 古 賀 豊 治	上新田漁業協同組合の地区 (特定のり上新田加入区)	のり養殖業
柳川市南浜武 〃	大 淵 俊 春 田 中 稔 大	浜武漁業協同組合の地区 (特定のり浜武加入区)	のり養殖業
柳川市有明町 柳川市大浜町	堤 義 秀 古 賀 祐 哲	両開漁業協同組合の地区 (特定のり両開加入区)	のり養殖業
柳川市吉富町 柳川市佃町	開 田 幸 彦 堤 安 廣	柳川漁業協同組合の地区 (特定のり柳川加入区)	のり養殖業
柳川市大和町皿垣開 〃	沖 順 治 甲斐田 雅 彦	皿垣開漁業協同組合の地区 (特定のり皿垣開加入区)	のり養殖業
柳川市大和町谷垣 柳川市大和町明野	武 末 健 武 末 勝 治	有明漁業協同組合の地区 (特定のり有明加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 みやま市瀬高町河内	小 柳 進 治 西 田 登	山門羽瀬漁業協同組合の地区 (特定のり山門羽瀬加入区)	のり養殖業
みやま市高田町江浦 みやま市高田町徳島	森 田 保 幸 平 川 智 浩	高田漁業協同組合の地区 (特定のり高田加入区)	のり養殖業
大牟田市大字手鎌 〃	河原畑 勉 河 野 末 広	三浦海苔生産漁業協同組合の地区 (特定のり三浦海苔生産加入区)	のり養殖業

大牟田市中町 大牟田市手鎌	畑 中 直 幸 西 田 大 輔	手鎌漁業協同組合の地区 (特定のり手鎌加入区)	のり養殖業
大牟田市大字岬 大牟田市大字手鎌	吉 田 健 乗 富 鉄 男	三浦第一漁業協同組合の地区 (特定のり三浦第一加入区)	のり養殖業

福岡県告示第605号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第268号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
元岡（p）	福岡市西区大字元岡（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第606号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第269号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
元岡（p）	福岡市西区大字元岡（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第607号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「対馬－遺宝にみる交流の足跡－」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	平成29年8月8日から 平成30年3月31日まで

福岡県告示第608号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づく特定施設の設置及び構造等の変更の許可の申請があったので、同法第5条第4項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置すること及び当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成29年9月26日から平成29年10月17日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住 所 宮若市上有木1番地
名 称 トヨタ自動車九州株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 金子 達也
- 事業場の所在地及び名称
所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2
名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	20分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	10時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通常	最大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	2,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,000
	浮遊物質量 (mg/L)	400	400
	窒素含有量 (mg/L)	80	80
	りん含有量 (mg/L)	40	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	10,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.03	0.03

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	20分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	10時間		

使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通常	最大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	2,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,000
	浮遊物質量 (mg/L)	400	400
	窒素含有量 (mg/L)	80	80
	りん含有量 (mg/L)	40	40
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	10,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.03	0.03

4 設置（構造等を変更）しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

	変 更 前	変 更 後
種 類	総合排水処理場	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼板構造	コンクリート構造及び鋼板構造
主要寸法	35 m × 20 m、25 m × 10 m	35 m × 20 m、25 m × 10 m
能力	900m ³ /日	900m ³ /日
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式	生物処理を主とした複合処理方式
工事着手予定年月日	既設	既設
工事完成予定年月日	既設	既設
使用開始予定年月日	既設	既設
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間	24時間
使用時間の季節的変動の概要	なし	なし

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	53	65	16	20	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	10	100	－	－	10	100
	汚水量 (m ³ /日)	480	600	480	600	720	900	720	900

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	項目	排水口			
		変更前		変更後	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～8	6～8	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	16	20	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	12	15	12	15
	りん含有量 (mg/L)	0.8	1	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	10	100	10	100
	排出水量 (m ³ /日)	480	600	720	900

福岡県告示第609号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市雷山字大久保465の139
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保465の139（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第610号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字中村307の9

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

解散した清算法人元永土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
則松 定市	行橋市大字津留788番地
中江 廣昭	行橋市大字高瀬93番地 6
面頭 由知	行橋市大字真菰1846番地 3
村上 正直	行橋市大字津留181番地
中江 敏夫	行橋市大字津留160番地 1
西頭 一夫	行橋市大字元永649番地
岡村 孝文	行橋市大字真菰1944番地 2
金澤 穂男	行橋市大字馬場282番地
中村 正治	行橋市大字馬場232番地
中村 好美	行橋市大字馬場201番地
七楽 康弘	行橋市大字馬場255番地 1
坪瀬 宏昭	行橋市大字高瀬425番地 1
城戸 良隆	行橋市大字辻垣522番地 1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 （仮称）ドラッグコスモス久留米荘島店
- 所在地 久留米市荘島町1番22の一部

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐輪場が店舗入口から離れていると、店舗入口付近の空きスペースに駐輪されることが懸念されるため、駐輪場の位置については再検討をお願いしたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

騒音に関して、室外機、給排気口等は、住居・店舗等の立地状況を勘案しながら設置しているが、周辺住民等からの苦情の申立てがあった場合には、適切に対応すること。

また、早朝、夜間における業者等搬入車両の走行及び荷さばき作業については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

意見なし

(4) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(5) その他

不要となった既存の乗入口がある場合は、通常の歩道部と同じ形状に原形復旧をお願いしたい。また市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、事前に相談の上、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ詳細図

等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成29年9月7日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
飯塚市大字長尾、阿恵、平塚の各一部（上穂波東地区）	換地計画書の写し	平成29年9月26日から平成29年10月25日まで	飯塚市役所 筑穂支所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市三里町一丁目16番36、16番38、16番39及び16番44から16番75まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大正町2丁目3番地2
九州不動産取引センター 代表 古場 憲昭

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

教職員用パソコン賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成29年8月31日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,707,360円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年7月21日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県指定確認検査機関の処分の基準（平成23年5月1日施行）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

平成29年9月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた指定確認検査機関の処分の基準と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 基準の改正日

平成29年9月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

2級基準点測量

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宮若市長井鶴	平成29年8月18日から 平成29年12月22日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成29年9月26日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画公園の変更（那珂川町決定）（平成29年8月17日那珂川町告示第110号）

教育委員会

福岡県教育委員会告示第14号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第24条第7項の規定により、次のように福岡県指定無形文化財保持者の認定が解除されたので告示する。

平成29年9月26日

福岡県教育委員会

福岡県指定無形文化財の名称	保持者の氏名	認定告示	認定解除年月日
久留米絣織締	杉山 高次	昭和37年福岡県教育委員会告示第2号	平成29年3月31日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第262号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分基準等（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成29年9月26日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成29年9月26日から平成29年10月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。